

飯田市オープンデータ活用事例掲載要綱

(目的)

第1条 この要綱は、飯田市(以下「市」という。)が公開するオープンデータを活用したアプリケーション、Web サイト、サービス等(以下「活用事例」という。)の掲載申出、審査、掲載及び管理に関し必要な事項を定めることにより、官民連携によるオープンデータの利活用及び循環を推進することを目的とする。

(掲載の要件)

第2条 掲載の対象となる活用事例は、次の各号のすべてを満たすものとする。

- (1) 市が公開するオープンデータを直接又は間接的に活用して作成されたものであること。
- (2) 既に一般の利用者に提供されている、又は確実に公開される予定があること。
- (3) 活用事例の作成者(以下「申出者」という。)が、市の Web サイト等への掲載及び当該活用事例に関する情報のオープンデータとしての再配布について同意していること。

(掲載の不承認要件)

第3条 次の各号のいずれかに該当すると認められる活用事例は、掲載しないものとする。

- (1) 法令若しくは公序良俗に反するもの、又はそのおそれがあるもの。
- (2) 特定の政治活動、宗教活動又は選挙活動を目的とするもの。
- (3) 第三者の著作権、特許権、商標権等の知的財産権、プライバシー権、肖像権その他の権利を侵害するもの、又はそのおそれがあるもの。
- (4) 個人情報、秘密情報又は未公開情報が不適切に含まれているもの。
- (5) 虚偽又は誇大な表現を含み、利用者に誤認を与えるおそれがあるもの。
- (6) セキュリティ上の脆弱性が認められるもの、又は有害なプログラム等を含むもの。
- (7) 市の信用若しくは品位を傷つけるもの、又は市が特定の事業者若しくは商品を公的に保証若しくは推薦していると誤認させるおそれがあるもの。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、不適当と認めるもの。

(掲載の申出)

第4条 掲載を希望する申出者は、市が指定する Web フォームにより、次に掲げる事項を送信しなければならない。

- (1) 申出者の氏名又は名称、連絡先及び区分(事業者、団体、個人等)
- (2) 活用事例の名称、活用したオープンデータ名、対象ユーザー及び概要
- (3) 公開 URL 及び紹介用画像等の参考資料
- (4) 第三者の権利を侵害していないこと及び免責事項への同意に関する誓約事項

(確認、掲載及び通知の特例)

第5条 オープンデータ施策を担当する課長(以下「担当課長」という。)は、前条の規定による申出があったときは、第2条及び第3条に規定する基準に基づき内容を確認し、適当と認めるときは、速やかに市の Web サイト等へ掲載するとともに、オープンデータとして再公開するものとする。

2 前項の規定による掲載決定の通知は、市の Web サイトへの掲載をもって代えるものとする。ただし、掲載を見送る場合において、個別の通知は原則として行わない。

(免責事項)

第6条 市は、掲載した活用事例の内容、安全性、完全性及び有用性について、一切の保証を行わないものとする。

2 掲載された活用事例の利用により生じた損害について、市は一切の責任を負わないものとする。

(掲載の取消し及び削除)

第7条 担当課長は、掲載された活用事例が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、掲載を取り消し、削除することができる。この場合において、担当課長は、申出者に事前通知することなく、掲載を取り消し、削除することができる。

- (1) 第3条各号のいずれかに該当することが判明したとき。
- (2) 活用事例のサービスが停止又は廃止されたとき。
- (3) 申出者から掲載取下げの申出があったとき。
- (4) その他、掲載の継続が不相当と認められるとき。

(補則)

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項及び具体的な事務手続は、担当課長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 10 月 19 日から施行する。